

## 日・チェコ社会保障協定改正議定書に関する説明会を開催します

日・チェコ社会保障協定改正議定書が2018年8月1日に発効することとなりました。ついては、7月3日に厚生労働省の担当官による日・チェコ社会保障協定改正議定書に関する説明会を開催します。参加を希望される方は、事前に下記4.のメールアドレスに参加登録をお願いいたします。

### 1. 日時

#### (1) 1回目

平成30(2018)年7月3日(火曜日) 午前10時から午後0時まで

#### (2) 2回目

平成30(2018)年7月3日(火曜日) 午後2時から午後4時まで

※2回とも説明内容は同一です。参加をお申込みされる際は、どちらの説明会に参加されるかについてもお知らせください。

### 2. 場所

在チェコ日本国大使館広報文化センター (JICC)

(住所: Hellichova 1, Praha1)

### 3. 説明者

厚生労働省年金局国際年金課 担当官

### 4. 申込先

economic@ph.mofa.go.jp

### 5. 使用言語

日本語

### 6. 日・チェコ社会保障協定改正議定書の概要

日・チェコ社会保障協定改正議定書は、平成21年(2009年)に発効した現行協定の一部を改正するものであり、一時派遣被用者(企業駐在員等)の範囲を明確化することにより、保険料の二重払いの解消を強化するとともに、日本の被用者年金一元化法を踏まえた改正を行うものです。